

令和6年度第1回佐倉市廃棄物減量等推進審議会

日時：令和6年12月20日 10時00分から

場所：市役所1号館3階

■出席委員（9名）

中村圭三（会長）、實川正道、岩淵明弘、山本一子、山中正義、中島正雄、大岡健三、
岩井俊之、宮澤邦夫

■事務局

市長 西田三十五

経済環境部長 和田泰治

廃棄物対策課長 関口喜好

リサイクル清掃班 西野剛史、大川英克、金子翠、福井健太

■傍聴人 1名

■会議次第

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 市長挨拶

4. 委員紹介

5. 事務局紹介

6. 会長及び副会長の選出

7. 諮問書交付

8. 議事

「佐倉市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて」（諮問）

「製品プラスチック拠点回収試行事業の本格実施について」（報告）

9. 閉会

会議内容

1. 開会

事務局（廃棄物対策課長）により開会

2. 委嘱状交付

市長から各委員に委嘱状交付

3. 市長挨拶

市長

4. 委員紹介

各委員自己紹介

5. 事務局紹介

各事務局員挨拶

6. 会長及び副会長の選出

事務局から提案し、各委員から承認。

7. 諮問書交付

市長による会長への諮問書の交付

〈市長退席〉

8. 議事

事務局：

これから議事に入ります。

本日の議事でございますが、佐倉市一般廃棄物の処理基本計画の中間見直しについての諮問と製品プラスチック拠点回収試行事業の本格実施についての報告の2件でございます。

ここからの議事進行につきましては、佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第二条第4項の規定により、会議の議長は会長となることとされておりますので、中村会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

議長：

会長の中村でございます。

それでは議事を進行させていただきます。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それではまず、会議録の署名人の選出について事務局からご説明をお願いいたします。

事務
本市
しま
この
洲委

議長
ただ
その

一同
異議

議長
あり、
それ
それ
なお、
事務局
だき
全て
なお、
意見
これ

事務局
はい。

議長：
事務局

事務局
事務局
にご提
提出の
結構で
皆様の
す。

事務局：

本市審議会の記録は要諦や主な発言などをまとめ、会議録として作成し、原則として公表いたします。

この会議録署名人でございますが、事務局といたしましては、五十音順で今回は岩井委員と岩淵委員に署名をお願いしたいと思います。

議長：

ただいま事務局から議事録署名人は、岩井委員と岩淵委員とのご提案がございました。

そのように進めて参りたいと思いますがいかがでございましょうか。

一同：

異議なし。

議長：

ありがとうございます。

それでは、岩井委員、岩淵委員、議事録の署名委員をよろしくお願いいたします。

それでは会議次第に従いまして議事を進めて参りたいと思います。

なお、議題が1点、報告が1点ございます。

事務局から、説明していただき、委員から確認することがありましたその都度、ご質問をいただきますと思います。

全ての説明が終わった後、各委員からご意見をいただきたいと思います。

なお、この場でご意見がなくても後日意見をいただくことも可能といたします。

意見記入用紙お配りしてあります。

これは何日までと事務局決まっていますか。

事務局：

はい。

議長：

事務局お願いします。

事務局：

事務局といたしましては、次の当審議会のこともございまして、1月10日金曜日までに事務局にご提出をいただければと考えております。

提出の方法につきましては、市の廃棄物対策課のメール、市役所のFAX、郵送どちらの形でも結構でございます。

皆様のご都合の良い方法でご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

議長：

それでは議事の1、佐倉市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて、事務局からご説明いただきます。

よろしくお願いします。

事務局：

それでは、資料1 佐倉市一般廃棄物処理基本計画の令和6年度の中間見直しの件につきまして、ご説明の方を事務局からさせていただければと思います。

失礼ながら長くなりますので、座りながらご説明をさせていただければと思います。よろしくお願いします。

まず目次をご確認ください。表紙から開いて3ページ目になります。

第1章から第6章までございまして、全体の流れといたしましては、第1章で計画の概要、佐倉市の地域特性、そしてごみ処理の基本計画、そして第4章ごみ処理の基本方針の策定、ここが今回の中間見直しの中心核となる部分になります。そして第5章、第6章で生活排水の処理関連の計画、最後に参考資料として用語集がついているという全体の流れとなります。

順にすべて説明すると長くなりますので、重要な部分を中心にご説明をさせていただければと思います。

それではまずは1ページをご覧ください。

こちらは基本計画とは何かという基本計画そのものの概要の説明が書かれております。

2ページをご覧ください。

今回の中間見直しとは、基本計画を初年度である令和2年度に策定いたしまして、その目標年度が2029年、令和11年になっております。

10年間のスパンで目標設定されておりますので、中間の5年目、今回の中間見直しにあたる2024年ですけれども、こちらで1度見直しを図りまして、最終年度に持っていこうということで、今回見直しをしているという次第でございます。

3ページをご覧ください。

こちらには関係法令が出ておりまして、すべて直近の状況に修正をしております。

基本計画から5年たっておりますので、例えば上から2つ目、第5次循環型社会形成推進基本計画、令和5年8月公表や、廃棄物処理基本方針令和5年5月改正或いは右側廃棄物処理の施設の整備計画、こちら令和5年6月改正ということで直近の情報で入れております。

また最後、この関係法令の下にプラスチック資源循環促進法というものも入っており、それは令和2年の6月施行ということになっておりますので、基本計画には入っていなかったものになります。

このように直近の法体系についてもすべて網羅して、ここに書かれております。

4 ページをご覧ください。

こちらは計画の位置付けについて説明があり、国の計画、千葉県の計画そして佐倉市の様々な計画がございまして、それらの計画を複合させて参考にいたしまして、廃棄物対策課としての諸施策の根本となるものということで佐倉市の一般廃棄物処理の基本計画が定められております。その中間見直しということになります。

この基本計画は何に生かされるかということ、市の具体的な廃棄物対策課の施策である分別収集計画や、一般廃棄物の処理の実施計画といったものに生かされていきますので、この計画の見直しをもとに具体的な諸施策を行っていくということになります。

15 ページをご覧ください。

こちらにはごみ処理の実績が出ており、図 3-2 を見ていただければと思います。

2018 年のデータまで出ていたというのが基本計画になります。

その後、2019 年から 2023 年まで 5 年分の実績を記入することができるようになりましたので、その部分を記入させていただき、今回の見直しにおける追加年度分ということで、それぞれ追記をさせていただいております。

16 ページをご覧ください。

16 ページ以降棒グラフがずっと続いており、後半も見ていただくと、先ほど申しましたように、2019 年度以降の排出量の推移が追記されております。この場ですべて見るというのは難しいと思いますので、後ほど確認をしていただき、佐倉市の廃棄物行政の現状を把握していただければと思います。

30 ページをご覧ください。

30 ページ、第 3 節、中間目標の達成状況及び評価ということで、様々なデータをもとに目標の達成状況について、このページで評価をしております。

表 3-10 をご確認ください。

総排出量の原単位ということで、2022 年度には実績として 1 日 806 グラムが、1 人が出すごみの総排出量であり、令和 4 年度の目標値として 1 日 846 グラムとなっておりますので、目標を達成できている、ごみの減量化が進んでいると言うことがここからわかります。評価○（まる）ということになっております。

続いて総排出量の原単位でございます。

こちらは集団回収、今佐倉市では自治会、或いは子供会等を通して地区ごとに集団回収行っておりますので、その数値を除いたものになっております。

756 グラムと令和 4 年度の実績が出ておりまして、基本計画時の目標値は 755 グラムであり、わずか 1 グラムですがオーバーしてしまったと言う事で△（さんかく）という評価をさせていただいております。

続いて生活系ごみの排出量原単位でございます。

1 人 1 日当たり 613 グラムという実績が出ております。

目標値が 636 グラムでしたので○（まる）という評価にさせていただいております。

続いて事業系のごみの排出量の原単位でございます。

144 グラムという実績が出ており、目標 120 でしたので、これも若干オーバーしているということで、△（さんかく）という評価にさせていただいております。

最後に集団回収量ですが、1 日 1 人当たり 49 グラムという実績であり、目標値の 91 グラムから減少しているにも関わらず、なぜ×（ばつ）の評価なのかと思われるかと思えます。これは他の目標値とは異なり、集団回収というのはリサイクルに供するものであり、少しでも多く集めたいという目標が 91 グラムでしたので、目標に達していないということで、×（ばつ）という評価をさせていただいております。

31 ページをご覧ください。

こちらにつきましては施策の実施状況ということで、直近までの施策の状況について反映をさせております。

33 ページをご覧ください。

8 番、資源ごみの分別収集の促進と言うことで書かれておりまして、その力とキを見ていただければと思います。ペットボトルの集積所の混合回収を 2022 年、令和 4 年 4 月から始めております。

キ 製品プラスチックの拠点回収の試行を実験的に行っております。こちらにつきましては 2024 年の 1 月から始めております。

このようにこの部分につきましては、追記をさせていただいております。

35 ページをご覧ください。

15 番、事業者の環境計画環境マネジメントシステムへの取り組み推進ということで、こちらにつきましても大きな四角の箇所が 2 つあって、小規模店舗から始まる文章の 2 行目を見ていただければと思います。

令和 4 年度からペットボトルについて、プラスチック製容器包装としての集積所での混合回収を開始したということで追記をさせていただいております。

これはすべて基本計画にはなかった文言でございます。

37 ページをご覧ください。

24 番製造販売業者に対する啓発というところがございます。

「各商品の製造加工に関わる事業者に対する啓発商品の継続啓発製品の製造加工を行う際に使用する素材容器、包装材は商品廃棄後に処理やリサイクルしやすいものとします。」というふうになっておりまして、これはリチウムイオン電池の破棄問題も含めたものになっております。そしてこれについては、千葉県環境衛生促進協議会等を通して、国や県へ法整備等の要望を行っています。千葉県環境衛生促進協議会というのは、県が事務局をしており、千葉県の全市町村が入っている協議会となります。

なお、このことについては、佐倉市が要望の文書を作り、提案・要望した内容ですので、この文章を加えております。

39 へ
37 番
酒々
いて
これ
この
次の
詳細
この
ので

45 ペ
こち
佐倉
平成
年 76
こと
ただ、
この
1 人当
進ん

47 ペ
こち
先ほ
る部
ただ
す。
まず
佐倉
りま
3R か
デュー
ズ(断

51 ペ
製品
ないも

39 ページをご覧ください。

37 番を見ていただければと思います。

酒々井町及び佐倉市酒々井町清掃組合と連携し、ごみの適正処理を実施しますということが書いてあります。

これの下の方ですが、定期的に情報交換を行い、連携して対応しています。

この部分は、基本計画ではないものですが、この中間見直しの際に清掃組合から依頼があり、次の言葉を加えております。

詳細は佐倉酒々井町清掃組合における基本計画において記載することとします。

この基本計画につきましては、この中間見直しを受けて令和 7 年度に清掃組合で作成されるものでございます。

45 ページをご覧ください。

こちらは、ごみ処理の課題の抽出ということで書かれております。

佐倉市の総排出量を見ていただければと思います。

平成 30 年は 1 人当たりの 1 日 801 グラム、令和元年 770 グラム、令和 2 年 778 グラム、令和 3 年 761 グラム、令和 4 年 753 グラム、令和 5 年 720 グラムということで、順調に減少していることが確認できると思います。

ただ、令和 2 年につきましては、コロナ過におけるリモートワークが大変進んでいた年度で、この年度だけは少し増えていますが、それ以外は順調に減量化が進んでいます。

1 人当たりですので、人口減少などは関係なくごみの減量は少しずつですが、市民の協力により進んでいることが分かります。

47 ページをご覧ください。

こちらから第 4 章が始まります。

先ほど目次のところでお話させていただきましたが、この第 4 章がこの中間見直しの根幹となる部分でありますので、今日の会議の中ではなかなか難しいのですが、ご自宅に持ち帰っていただき、期限までに見ていただければありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

まず 47 ページの基本方針 1 でございます。

佐倉市では 3R に加えて 4R をごみ処理の基本方針にしておりますので、4R の推進とうたっております。

3R から 1R 増えておりますが、何が増えたのかと申しますと、以前から言っておりました、リデュース(廃棄物の発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)とあわせて、リフューズ(断る)を加えて、取組みをやっているということになっております。

51 ページをご覧ください。

製品プラスチックの再商品化に必要な措置を講じて参りますと書いてあり、これは基本計画にないものになるので、追記をしております。

63 ページをご覧ください。

いろいろな線グラフや棒グラフが出てきていますが、中間見直しをするにあたり、データが加えられておりますので、基本計画の見通しと比較するという内容になっております。

その中で 63 ページの 4 番、ごみ排出量の見通しというところをご覧ください。

これにつきましては、2023 年の実績は総排出量が 4 万 7747 トンということになっており、基本計画で定めた見込み値が 4 万 9783 トンで、最終 2029 年度の見込み値につきましては 4 万 8566 トンとなっております。それぞれの見込み値よりも減量化を進めて、これについては全体量であり、人口減のこともありますがそれも含めて、すでに見込み値以下の数値を出すことができておりますので、よりよい数値に修正が必要ではないかと思っております。

なお、これは見込み値であり、目標値は後で説明します。

その目標値は 2029 年度で 4 万 2306 トンであり、目標値には近づいているということはいえると思います。

ただ見込みについて、現実的ではない数値が入っているので、修正が必要と事務局で考えている次第でございます。

64 ページをご覧ください。

先ほどは人口減も含めたごみの総排出量であったのですが、表 4-2 ごみ排出量の見通しの下から 3 番目、1 人 1 日当たりの総排出量を見ていただければと思います。これを見ると、2023 年度実績値で 765 グラムとなっており、これにつきましても中間見直し、或いは目標年度である 2029 年度の見通しと比較してもそれ以下の数値を達成できておりますので、これについても併せて見直しが必要になる部分になっております。

66 ページをご覧ください。

表 4-4 排出量の目標設定について、実績値を見ていただければと思います。

2023 年で 4 万 7747 トンの総排出量となっており、1 人当たりは 765 グラムとなっており、これについても修正が必要となる内容であります。

さらに、表 4-4 の最終処分量をご覧ください。

2023 年の最終処分量が 1517 トンとなっており、これについても見込み値よりもはるかに少ない最終処分量で、様々な工夫をした中でこの量で済むようになってきておりますので、見込み値の修正が必要です。

見込み値の話がメインだったんですけれども、目標値のデータに評価を移していくという流れになっております。

69 ページをご覧ください。

目標を達成した場合のごみの排出量ということに記載されており、これにつきましても、図の 4-13 を見ていただくと、2023 年の実績値が 4 万 7747 トンということになっておりますので、2029 年の見込み値の 4 万 8566 トンよりも、ごみの減量化ができていくということになります。そこから先は目標値になるんですけど、目標値もいい感じで近づいてるということになります。

ので、目標値はそのままが良いのかもしれませんが、そこも含めてご意見いただければありがたいと思っております。

続きまして、表4-14 その下の表ですが、これについても先ほどと同じように、2029年度の見込み値が一人当たり813グラム、目標値が一人当たり709グラムとなってる中で、2023年の実績が一人当たり720グラムということで、ごみの減量が進んでおりますので、数値の見直しが必要と考えているところでございます。

70ページをご覧ください。

図の4-16、リサイクル率の実績と目標値を見ていただければと思います。

2023年の実績値が18.1%になっており、2029年の見込み値が16.2%になっており、目標値につきましては5.8%増加の22%となっております。

これについて、2018年から2023年まで1%リサイクル率が下がっているのですが、目標値が上がってる中で、見込み値が減少しているというのはどうかというところがありますので、リサイクル率を上げていかなくはならないと事務局は考えております。これについてもご意見いただければありがたいと思っております。

71ページをご覧ください。

こちらについても図4-6、目標達成した場合の排出量ということで、2018年の実績と2023年の実績を両方見比べていただければと思います。

こちらについては、先ほどの見込み値とは違い、目標値が入っておりますので、突出して修正が必要な数字というものではないですが、このままでよいのかというところを見ていただければと思っております。

76ページをご覧ください。

図の4-18で、資源化量とリサイクル率の見通しということが書かれております。

この表は、ごみの減量化に伴い、リサイクル率は上がっている一方で、資源化量は減っているということになっています。この表につきましても、2023年の数値を見て修正が必要になると思っております。

77ページをご覧ください。

3番、佐倉市、酒々井町清掃組合における最終処分計画ということで出ており、先ほどの最終処分率についてかなり進んでおり、より良い数字に目標値を修正すべきではないかというお話をさせていただいたことの、その根拠がわかるようになっております。

1番、最終処分率の減量化と言うことで、3行目を見ていただければと思います。

「今後は新たな資源化先を検討するとともに、焼却灰の資源化を継続します」となっていますが、清掃組合では、焼却灰をアスファルト材等にリサイクルをすることで、極力最終処分量を少なくしていくということに取り組んでいるので、その実績がこの中間報告の中でも表れております。

3番の最終処分量をご覧ください。

実績として、2018年の最終処分量が2300トンでしたが、2023年には1517トンまで減少したことがこの表でわかります。また、基本計画のときはここまで進むという想定がなかったので、見込み値でそれよりも大きな数字になっているので、修正が必要になると思っております。

また、このことについて、36ページをご覧ください。

21番、最終処分計画で、大きい四角が2つある中の下の四角ですが、佐倉市、酒々井町清掃組合において分別の徹底や選別作業の徹底等を行い、最終処分場の延命化を図るという目標が入っており、実績が現れてきているということになっております。

77ページに戻ってください。

目次のところで説明したように、それぞれ節が違う内容で順々に記載されているのですが、様々な部分でリンクしていますので、資料が膨大であり、すべてのリンクについてご説明できないのですが、他の箇所とのリンクしてくる数字が多々ありますので、そこも含めて見ていただければと思います。

78ページをご覧ください。

ここからは第5章ということで、生活排水処理基本計画の絡みの内容が出てきます。

93ページをご覧ください。

表6-1は生活排水量の見通しということで、表に数値が入っていますが、すべて生活排水対策推進計画という別計画であり、つい先日答申がありましたので、パブリックコメント等これから行いますが、ほぼ確定した数値になりますので、この第5節以降はほとんど数値を変えないということになりますので、ご了承いただければと思います。

生活排水対策推進計画を今後ご覧になる機会があると思うので、ご説明いたします。

生活排水対策推進計画は、目標年度が7年後の2030年ですが、廃棄物処理基本計画につきましては、目標年度が6年後の2029年ということで、1年間差異が生まれております。それについては、生活排水対策推進計画におきましては2030年の数字が入っているので、その数字を按分しております。要は7分の6、2030年の目標値が7年以降ですので、我々は6年後ですので、7分の6ということで按分させていただいた数値がそれぞれの2029年の値ですので、今後生活排水対策推進計画と1年差異があることだけ忘れずに見ていただければと思います。

続きまして、生活排水関係の説明については以上になりまして、最後に参考資料ということで、用語集98ページをご覧ください。

こちらの用語集につきましては、5年前の基本計画を定めたときの用語しか入っていないというわけではなく、基本計画策定後の5年間における廃棄物行政の新たな変化を投影した用語集とさせていただきます。

例えばハ行にフードドライブというものが入っております。計画の中にはなかった文言であり、家庭で余ってる食品を集めて、食品を必要とする地域のフードバンク等の生活者支援団体、子供食堂施設等に寄付する活動のことであり、新たな用語として、入れさせていただいております。

また、プラスチック資源循環促進法につきましても、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を推進することを目的として定めた法律、ということで加えております。最新の情報にしておりますので、改めてご確認いただければと思います。

説明は以上ですが、もう一度目次に戻っていただければと思います。

最後、まとめの話をさせていただきます。

順々に見てきたのですが、資料があまりにも膨大なので、混乱されている方がいらっしゃると思いますが、ここでもう一度第1章から第6章を振り返っていただければと思います。

まず第1章でこの計画の計画策定にあたっての概要説明があり、第2章で佐倉市の地域特性の説明があり、第3章で佐倉市のごみ処理の基本計画の話があり、その基本計画を受けて第4章で方針を定めるということで方針が書いてあります。先ほど申した通り、第4章がこの中間見直しの核になる部分になります。そして第5章、第6章は、生活排水の基本計画といった他の計画とリンクしており、修正が難しい部分となっており、最後は用語集で終了ということで、中間見直しの資料全体の流れとなっております。

説明が長くなりましたが、事務局の説明は以上になります。

議長：

どうもありがとうございました。

大変膨大な資料であります。ご説明する方も大変疲れたと思います。

じっくり見るというのは、持ち帰られてからになるかと思いますが、とりあえず今説明を聞いた中でご質問等ありましたらお願いいたします。

委員：

はい。普段から気になってることをお話しします。

1つは、酒々井の清掃工場から出てくるCO₂、これは固定発生源ですので、やり方によっては捕捉できるわけです。

その捕捉したCO₂を何らかの方法で有効に活用するという方法があると思います。

その辺のところも実用化研究について、少し検討していただければありがたいと思います。

例えば、ホンダが自社から出てくるCO₂は全部捕捉して、ジェット燃料(SAF)に変換するという話もあります。

佐倉市は近くに成田空港ありますので、そういったものがまず技術的に実現できれば、色々な形の利便があるだろうと思い、その辺の技術開発に向けて少し検討してもらえないかと思っています。

それが実現すると、結構ごみ処理の方の範囲が広がると思います。

基本的に、集めたプラスチック系の材料は水平リサイクルできるもの以外は、焼却をしてサーマルリサイクルで熱として回収するというのは惜しいとの考えもできますので、そういうことを含めてこれをちょっと前向きに検討していただければありがたいなと思います。

もし何か考えがあれば、お聞かせください。

事務局：

はい。ご意見ありがとうございます。

この中間見直しを策定するに当たり、佐倉市では今年度から気候変動対策室ができましたので、その担当職員からも意見を聞き、修正をかけた文言もあり、反映させていただいております。説明の中では割愛させていただきました。

ただ、ご意見いただいた清掃組合関係の CO2 などの話を含め、貴重なご意見をいただきましたので、今後の計画の答申に向けての参考にさせていただければと思います。

ありがとうございます。

事務局：

今清掃工場のお話が出ましたが、清掃工場につきましては、佐倉市と酒々井町、2つの行政が一部事務組合というものを作って運営をしております。

現在酒々井町に工場があり、現状の位置で次期の施設を検討していくという状況になっております。

そこで佐倉市と酒々井町は構成市町村でございますので、新たなものを作る際に委員の方からのご意見などを清掃組合の方にご提示したいと考えております。

この計画の中でも、CO2の発生等についても配慮することを考えていますが、実際に委員がおっしゃったような現実的な部分となると、実際に中間処理を行っております清掃組合が主体となって行うものであることから、意見の方を提出して、働きかけをしたいと考えております。

議長：

はい。事務局。

事務局：

この中間見直しに基づき、次年度令和7年度に清掃組合で基本計画策定しますので、組合に説明を伝えて参りたいと思いますので、改めてよろしくお願いいたします。

委員：

目標値の見込み値が違ったということは、最初に設定された想定されるごみの中身と量が変わっている。そういう認識でよろしいですか。

議長：

はい。事務局。

事務局：

はい。事務局より回答いたします。

そのとおりでございます。

見通しについては、当初基本計画を定めた時点ではここまで減量化が進むということは想定できなかったということと、目標値より甘い数字になったのが見通しであり、そこで差異が生ま

れて
以上

委員
具体

議長
はい、

事務局
一般
村で
また、
てお
その
の量
では
ただ、
ど進
ころ
では
今回
算定

議長
はい、

委員
基本
袋は
か。

議長
はい、

事務局
事務局
その
買う

れてしまったということだと思います。

以上でございます。

委員：

具体的に何がどうだったのかそういうのは、発表があります。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

一般論的なお話しかできないのですが、まず基本的なところは、日本全国で人口減少が各市町村で起きているということが1つ視点としてあります。

また、佐倉市の場合、分別収集を行っている上で、その分別の品目が他市よりも多いと認識しております。

そのことによってリサイクルされるものが多いという形になりますと、必然的に処理するものの量が減っていく、リサイクルをされていくものが増えていくという形の部分が浸透してるのではないかと考えております。

ただ、目標を設定した5年前の状況を考えますと、先の見通しについて、やはり目標がどれほど進むということが考えられていなかったのも、実際にこの5年間でその目標値に近づくところまでいってしまったということと、視点を変えれば、最初の目標数値が少し過大だったのではないということも考えられます。

今回見直しをする中で、皆様にご意見をいただいて、次の数値見込みから目標値をどのように算定したらいいのかというところのご意見をいただければと思っております。

議長：

はい。ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

委員：

基本的なところで、新しく入ったリフューズという考え方は、例えば買い物するときに「その袋はいりません」といったような、勇気を持って断りましょうといった考え方でよろしいですか。

議長：

はい。事務局お願いします

事務局：

事務局より回答いたします。

そのとおりでございます。余計なものは買う段階から買わないと言う事で必要なものだけ買うということになります。

委員：
市民に対しての啓蒙・啓発ということによろしいですか。

議長：
はい、事務局。

事務局：
はい、事務局より回答いたします。
そのとおりでございます。

委員：
30 ページにあるその表の原単位についての考え方ですが、原単位はごみの排出量があつて、その総量を佐倉市民人口で割り、それを1日当たりで計算しているという考え方ですか。

議長：
はい。事務局。

事務局：
はい。事務局より回答いたします。
それぞれその年度ごとの人口で割り、閏年もありますけども365日、366日で割るという数字になります。

委員：
はい。わかりました。
その表の中で評価がありますが、例えば×（ばつ）になっているところの今後の施策として追加された内容というのはどこかに書いてありますか。

議長：
はい。事務局長。

事務局：
はい。回答いたします。
集団回収が×（ばつ）となっていることへの対策ですが、今のところ具体的な対策というのはこの件については取れておりません。年々、少子化が一番大きいと思いますが、子供会や自治会等の活動が減少していく中で、集団回収の量が減ってきてしまっているというところがございます。
ただ、それだけではなく、集団回収では紙関係の回収をしていますが、そもそも紙については、OA化が進んでいく中で、使用量そのものが減ってきているので、積極的に活動していただいて

いる
いう
また

委員
そも
思い

議長
はい、

事務局
はい、
目標

委員
納得
うも
の見

議長
はい、

事務局
各年度
廃棄物
普通
の目標
ること
るとい
いうこ

事務局
補足
この表
ます。
その見
ば目標
市が美

いる自治会の中でも、そもそもその紙の発生量が減ってきたので、回収量が減ってきているというところもあります。

また、委員のご指摘のとおり、悪いことだけではないという考え方もできると思います。

委員：

そもそも紙が減ってるってことは出てこない。そういう意味では目標値を変える必要があると思います。

議長：

はい。事務局。

事務局：

はい、事務局より回答いたします。

目標値の方を下方修正というのは必要があるということでございます。

委員：

納得がいく理由があるのであればよいのですが、目標値と見込み値という考え方が、どういうものかよくわからないのですが、先ほど63ページを聞いてみても、2023年ですでに2024年の見込み値を下回っているということで、2024年の目標値というのもあるのですか。

議長：

はい、事務局。

事務局：

各年度の目標値があり、4ページ見ていただくと、この基本計画をもとに分別収集計画及び一般廃棄物の実施計画というものを定めておりますので、その中で目標値が定められていますが、普通であれば結果と目標に大きなギャップがあることから、最初から基本計画、その年度ごとの目標値も基本計画をもとに定めているので、根本となるこれを変えないとその目標値を変えることができないのです。イメージとしては、この数値がそのまま目標値、実施計画の値になるということは間違いないです。そのため、ここを修正しないと実施計画の修正はできないということになってしまいます。

事務局：

補足説明をさせていただきます。

この基本計画は2018年に作り、中間年の見直しをするというところで見直し量を設定しております。

その見直し量を見て、2029年に向かって目標という見込み量を選定し、見込み量が本来であれば目標でもいいのではないかとという考え方がありますが、そこは計画を立て、市民の皆さんと市が実行するものについては、より高いところを目指そうということで、見込み量と目標値の2

つがございます。

先ほど西野から説明のあった毎年その設定数値があるということについて、毎年分別収集計画や一般廃棄物処理実施計画を設定しております。前年度と比べて翌年どのくらいの量が見込めるのかというところを踏まえて、実施計画を毎年作るような形になっておりますので、それが翌年の目標という形で推移しております。この計画を作った段階で書くと、各年の目標値を最初から全部設定していたのかということではないのですが、毎年改めてその数値を作った上で、減少傾向の方針が見えることや、実際の量が足りていないのではないかとといった部分は認識ができていているという状況でございます。

以上です。

議長：

はい、ありがとうございます。

委員：

こだわるようで恐縮ですが、30 ページ表の3の10ですが、事業系ごみの排出用原単位というものもありますが、この事業系排出量の原単位に、人と日が入っていて、費用はいいとしても、人というのが分かりづらいと思います。

これは事業所から出るごみという理解でよろしいですね。

その時に、人口と事業所数がリンクしてるのかという課題があって、生産性とかそういった形なのでこの目標をちょっと見直す必要があると思います。

議長：

はい、事務局。

事務局：

事務局より回答です。

事業系ごみの排出量原単位ということで、事業系ごみとして出てくるものの中の産業廃棄物にならない事業系一般廃棄物は、市町村で処理することが法律に定められており、事業系ごみの排出量というものが出てくるということになります。これについて、千葉県のみならず全国共通して、どのくらいの量の事業系ごみが各市町村で出ているのかを比較するために、人口が多い市であれば、その分多くなってしまう可能性もあるので本来は想定できない数値ですが、各市町村を比較するために、事業系一般廃棄物の総排出量から各市町村の人口で割り、単価を出すということになります。その数値そのものに意味があるのかというと、意味はありますが、あくまで比較するための数値であると認識いただければありがたいと思います。

委員：

そうであれば、他の市町村ではどうなっているのでしょうか。

これだけであれば、佐倉市だけ少し悪いように思われる、そのように捉える人もいます。

そう
いい
人は

議長
はい

事務
貴重
確か
メン

委員
よろ

議長
他に

委員
64ペ
とな
そし
と思
埋め
た理

議長
はい

事務
事業
民間
れない

委員
それ
ここ
みだ

そういうことであれば、他の市町村との比較があつて、決して悪い数字ではないと見られると
いいのかなっていう気がします。ただ、どういう評価方法が適してるのかわからないが、見る
人はこのサンプルだけを見る場合もあるので、何か工夫があればお願いします。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

貴重なご意見ありがとうございます。

確かにどういう意味があるのかわかりづらい部分があると思いますので、この計画書で何かコ
メントなり説明ができるような修正案を検討したいと思います。以上でございます。

委員：

よろしくお願いいたします。

議長：

他にございますでしょうか。

委員：

64 ページのごみ排出量の見通しの中で、事業系ごみの排出量の中の埋め立てごみの数字がゼロ
となっています。建築事業では埋め立てごみというのは結構出ます。

そして、事業者は他の市の業者に委託をしている場合や、金銭的な問題もあるので、（少ない
と思うが）実際ゼロというのは（ないのではないか）。

埋め立てごみの排出量は、1 人 1 日当たりのごみ排出量も全部ゼロとなっていますが、どういっ
た理由でこの数字になっているのかお聞きしたいです。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

事業者から出る建築廃材につきましては、産業廃棄物になり、市の方で処理ができないので、
民間の産業廃棄物処理業者に処理を依頼する必要があります。このことから、数値は反映さ
れないということでございます。

委員：

それは埋め立てごみに関してですか。

ここに燃やせるごみとか粗大ごみ、資源ごみの数字が入っていますが、ゼロなのは埋め立てご
みだけです。

議長：

はい、お願いします。

事務局：

佐倉市、酒々井町清掃組合の方に持ち込まれているもので、事業系一般廃と言われているものの中で、通常持ち込まれている可燃物がメインとなり、先ほどの埋め立てごみや金属類、プラスチック類につきましては産業廃棄物扱いになるので、清掃組合には持ち込めません。

そうしますと、その中から埋め立てごみ回るものが持ち込めないという状況がありますので、ここの数字がゼロになってるという状況でございます。

あと、資源物の数が少ないっていうのは、やはり可燃物ですとサーマルリサイクルに回るものがほとんどで、その中から抽出されて、リサイクルして次のものになるというものは少ないので、事業系の数字が低いという状況になっております。

委員：

はい。ありがとうございます。

委員：

目標値や見込み値などが、予想以上に減少しているということで、全体を見ると人口のインパクトが大きいのかと思いますが、先ほど別の委員の意見で事業系の方も、事業所数が減少しているのではないかという感じで、人口と同時に事業系一般廃棄物を出す発生事業者数のトレンドがわかれば、人と事業者の原単位もわからないっていう説明がありましたが、その辺が理解できるようになるのではないかと思います。

一番驚いたのが、パラメーターの中で、予測とか見込みを設置するパラメーターで、例えばパンデミック、コロナみたいなものは想定外だと思いますが、人口とカリサイクル率などは統計からトレンドが分かると思うので、見込みと目標値の設定にあたって、どういうパラメーターでやってるのか、それからそれ以外のパンデミックのような想定外のものが出てくるのか、どこかに書いてあるのかもしれないが、そういったものが書いてあると理解しやすいのかなと思います。

いずれにしても、とても下振れしていることに驚きました。

つい最近、横浜と川崎のごみ焼却施設で発電するところが止まったということで、聞いてみると、全部可燃ごみを燃料化にしているので、入ってこなくなってしまったということでした。お金をかけてやっているのにも関わらず、燃やすものがなくて入ってこないのです。かといって、そのような契約をしているから発電をしなければいけないので、重油を燃やしているとのことでした。その辺の社会の動きと言いますか、アメリカではトランプ政権が原油や天然ガスの流通量を増やすと値段が下がるということもあると思うのですが、そういったことも想定して、客観的・大局的に計画を立てられるといいと考えます。

議長：

事務局お願いします。

事務局：

まず、佐倉市、酒々井町組合では発電を行っており、その発電したものは売電しております。蒸気は隣のコミュニティ施設と園芸施設の方に供給しております。私たちも他の施設を見学してきましたが、工場が停止してしまう原因として一番多いのは、最近ではリチウムイオン電池のようなものが持ち込まれ、途中のベルトコンベアのところでは発火し、工場が止まって発電ができなくなるといったことが起きてしまうことが問題であるといったことがあるとのことでした。また、委員がおっしゃったように物が入ってこなくなったというのは、人口減があり、紙の使用量の減少や新聞の購読数の減少等、ごみの量が減っているという佐倉市の現状もありますが、今後の施設の整備に対する佐倉市としての意見等を出さなければいけないです。また、この計画が、見通しとなり将来設計をしていくなかで使っていきますので、皆様の意見を出していただくということが私どもとしてはうれしく思いますので、ご協力をいただければと思います。

議長：

他にご意見はありますか。

委員：

この場で全部説明するのは難しいことであり、伝わっていないとの認識はしておりますが、昔の3Rから4Rということであり、その理解はあるのですが、その先ではサーキュラーエコノミーについて、今のお話であまりお伺いできなかったと感じております。佐倉市として今どのように取り組まれているのかというのはありますか。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

佐倉市長のマニフェストの中に循環型社会の実現といったことを挙げており、例えば、市内の農家では、荒廃した竹林の竹を伐採し、それを炭にして炭素を固着させ、それを肥料としてまき、作物を作るといったような取り組みを実験的にやってらっしゃる方がおりますが、市としてそれを主として行えるのかというと、そこまではまだ至っていないというのが実情でございますが、循環型社会に向けての研究というのは全庁挙げて行っております。しかしながら、一般廃棄物処理基本計画の中では、ごみの減量化というのが主眼になっており、どちらかといえ、環境基本計画等の中で進めていかなければいけないと、経済環境部長として認識しているところでございます。

議長：

他にご意見ございませんでしょうか。それでは次の議題に進みたいと思います。

製品プラスチック拠点回収試行事業の本格実施について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

私からは、議事 2 番の製品プラスチック拠点回収試行事業の本格実施について説明させていただきます。お手元の資料 1、令和 7 年 4 月 1 日からの佐倉市製品プラスチック拠点回収事業概要の案をご覧ください。

まず事業内容として、佐倉市役所本庁舎、志津市民プラザなど、市内公共施設の 7 ヶ所に製品プラスチックの回収ボックスを設置し、単一素材のプラスチックを資源物としてリサイクルに供するために回収することを事業の目的としています。

2 番目ですが、回収ボックスについて、フレコンバック等を回収ボックスにかけた形状としており、施設の回収量の多さによって 3 種類の大きさを用意しています。

次のページをご覧ください。具体的な回収品目は、製品にポリプロピレンまたはポリエチレンと記載されている単一素材のプラスチックを回収の対象としています。

具体的には「ざる、ボウル、バケツ、ちりとり、ごみ箱、風呂いす、手おけ、洗面器、書籍スタンド、洗濯籠、ハンガー、衣装ケース」の 12 品目を回収の対象としています。

次に、これまでの経緯についてご説明いたします。昨年度、令和 6 年 1 月 4 日から令和 6 年 3 月 31 日まで試行させていただいていましたが、本年度事業につきましても、前年度で抽出された問題点を解決させた上で、令和 6 年 4 月 1 日から試行継続をしております。

今後、令和 7 年 4 月 1 日からも本格実施としてこの事業を継続させたく、ご審議をお願いいたします。

次に、具体的な周知方法についてご説明します。周知方法は、広報さくら 4 月 1 日号に掲載予定の他、佐倉市のホームページで市民の皆様にも周知をしたいと思います。

実際の回収量等の実績については、令和 5 年度の 1 月から 3 月の回収では、拠点回収量が月平均で 550 キロ、売り払い量が 480 キロとなっております。

拠点回収量と売り払い量に差異が生じているのは、拠点で回収した時点では回収品目の中にプラスチック以外のリサイクルできないような品目が入っていることや、回収対象外となる汚れがついているもの等が入っていることから、それを取り除くことで売り払いできる量が少し減る為、差異が生じております。

令和 6 年度の回収実績は、令和 5 年度の回収から増えており、月平均で拠点回収量が 751kg、売り払い量が 676 キロと増加しており、通常に回収量も増えていることから、今後も継続して本格実施をさせていただきたいと思っております。

最後に、佐倉市、酒々井町清掃組合に協力していただいている事項についてご説明します。

先ほどの回収の中には、公共施設の 7 ヶ所で回収された以外に、佐倉市、酒々井町清掃組合で、粗大ごみとして搬入された衣装ケース等の大型のプラスチック製品も入っており、その抜き取り作業や保管施設の提供、計量の対応等について協力をしていただいております。

議長：

ありがとうございます。

それではただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらよろしく願います。

委員
経済
入る
もう
ルリ
特に
いま
チレ

議長
はい

事務
ご質
いて
2 点
リサ
プラ
3 点
とん
ます

議長
他に

委員
ポリ
いな

事務
今の
な効
回収
以上

議長
他に

委員：

経済的なメリットは十分あるのでしょうか。

入る物が大きいだけに、重量がないことから経済的なメリットがあるのか気になります。

もう1点は、これは破碎をしてペレット状にしてまた製品にするということ、マテリアルリサイクルですね。

特に気になるのは、経済的なメリットがあるのかと思います。保管する場所も必要であると思いますが、大量には置けないのではないかと思います。2番目の写真のケースもポリスチレンに見えるのですがポリプロピレンなののでしょうか。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

ご質問の1点目、経済的な面ですが、回収した物はリサイクル業者に有償で買い取っていただいておりますので、市の歳入になっております。

2点目のリサイクルの手法については、サーマルリサイクルではなく、製品プラスチックへのリサイクルをしております。例えばパレットや各種CDケース、プラスチックカバー類の製品プラスチックにリサイクルしています。

3点目は、写真に出ているものがリサイクルできるのかということについて、写ってるものはほとんどリサイクルできるものであり、写真の製品はおそらくポリプロピレンではないかと思えます。

議長：

他にはありますか。

委員：

ポリプロピレンとポリエチレンはいいですが、3大プラスチックであるポリスチレンが入っていないというのは何か理由がありますか。

事務局：

今のところ有償回収していただけるのがポリプロピレン、ポリエチレンのみで、先ほど経済的な効果というお話がありましたが、そういったことも加味しながら検討した結果、この2つを回収しております。

以上でございます。

議長：

他にございませんでしょうか。

委員：

設置場所ですが、本格実施の形で予定となっていますが、場所は増えたりすることを加味してのことでしょうか。高齢者の方は免許返納等で、このコミュニティセンターや出張所へ大きなものを持っていくこと自体が大変で、実施するのであればゴミステーションでやっていただくことが、高齢者にとっては有効なものであり、回収率も高いと思います。

また、粗大ごみでは最低でも 500 円を取られてしまう。そうすると高齢者等の運転できない人はお金を払い、運転できる人は無料で回収場所へ持ち込めるといった部分で差ができてしましますが、その差について将来的にはどういったお考えなのか教えていただきたいです。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

まず 1 点目、拠点回収場所 7 ヶ所を増やす予定はないのかということですが、今のところ増やす予定はございません。なぜかと申しますと、製品プラスチックというのは 1 個当たりの重さは軽いのですが、極めてかさばる物であります。先ほどご説明したとおり、相当量回収できますので、見た目の量では相当な量になっていることから、各施設で置くスペースの問題があり、今の時点でこれ以上回収拠点を増やすのは難しいと考えています。現在の回収拠点の施設の中でも、その保管場所だけでは足りず、裏に仮スペースを作り、そこに仮置きして回収しておりますので、そこまで対応していただける施設というのが現状ないということで、新しい回収拠点は、今のところ難しい状況であります。今回本格実施するにあたってはこの 7 ヶ所で行うということでご了承いただければと思います。

2 点目の、ごみの集積所収集に将来的に結びつけられないかということですが、これも今リサイクルするにあたり、プラスチック製品の繊維の形状が破損してしまうと、製品プラスチックへのリサイクルという意味ではできないという技術的な問題があります。佐倉市はパッカー車での収集でありますので、そのパッカー車にその製品プラスチックを入れてしまうと、繊維が破損されてリサイクルできないということになります。現段階では製品プラスチックから製品プラスチックへのリサイクルを想定してこの事業を行っていることから、今のところは集積所収集についても考えておりません。

事務局：

現状として、やはり集積所収集が難しいことが事実としてありますが、これからの技術革新があって解決されるようであれば、また市民の方のご協力で、収集品目の中に新たにその設定ができるのかとか、他のものと一緒に収集ができるようになるのか、これは中間処理の中で正しく分別ができるのか、そういうところの技術革新が進むことによって、委員がおっしゃられたように集積所収集という形の方向性が見えてくるのではないかと思います。今のところ業者の技術ではそこまで至らないという状況がございます。

先ほど担当の方から今のところ考えていないというような回答をしましたが、そういう技術がいつ出てくるのか私どもの方でも把握しておらず、そういうものが実現してきた際には、この

ような場で皆様にご審議をいただき、収集の考え方自体から皆さんにご意見をいただく状況になろうかと思っております。

委員：

これは来年4月から実施の予定であると思いますが、もう少しいろんな角度から検討されたらどうかと思います。長年使っていると劣化もありますのでそれと含めて本当にメリットがあるのかという感じがしますので、別の観点から検討されたらどうかと思います。

経済的なメリット、将来的にはあまり発展性がなく、場所の問題もあり横持ちの費用もかかるということで、それぞれ含めてもう一度考えられたらどうかというのが率直な意見です。

委員：

本格実施にあたって、前回試行するときに先行している千葉市等を調べたと聞きましたが、今回本格実施にあたり、そういった先行事例は調査されたのでしょうか。

議長：

はい、事務局。

事務局：

千葉市、東金市を調べるということは試行の際にしましたが、それから1年経ち、他の自治体についても確認させていただきながら、今回の実施に向けて動いております。

また、佐倉市の事例をもとに東京都某区が同じようにやりたいということで、佐倉市が講師をさせていただいたこともあるので、より注目されてきているのではないかというふうには思っております。

また、委員がおっしゃったように、課題というのは多々あるリサイクル事業ではありますが、クリアしていきながらよりよいリサイクルにつなげていければいいなと事務局では思っております。

以上でございます。

議長：

いろいろと課題はあるかと思いますが、検討して進めていただきたいと思います。他にご意見ございませんでしょうか。

委員：

回収ボックスを設けてみんなに集めてもらう発想ですが、普段の月に1回、木曜日に透明のビニール袋が入れて回収するものがありますが、それでは駄目なのではないでしょうか。

議長：

はい。事務局。

事務局：

透明のビニール袋は金属・小型家電の回収の袋で、当製品とは異なる回収になります。

それ
それ

委員：

プラスチックをまとめて置いていると回収されたので、そのように思っていたのですが違うのですか。

事務
今後
次回
改め
たこ
以上

事務局：

この対象品目になっているプラスチック製品は、今回のリサイクル事業が始まる前は、粗大ごみで出すか、燃やせるごみとして出すかの2択であり、おそらく委員がおっしゃってるのはもやせるごみとして出したというお話ではないかと推察されます。

議長
それ
ます

委員：

透明の袋にプラスチックを入れて回収してもらう方が、拠点回収よりも手っ取り早いと感じます。

また、そのお年寄りの方も、PP、PS なのかわかる方はいらっしゃらないと思いますので、それを選別して拠点に持っていくというのはハードルが高いです。

事務
以上
先に
ざい
本E

事務局：

そのとおりで、PP、PE の表示は極めて小さくわかりづらいという状況がございます。間違った製品が入った状態でリサイクル工場に持ち込むことができないので、費用がかかってしましますが、佐倉市内の中間処理業者で、余計なものを取り除き、リサイクル工場に搬入しております。費用が掛かっていますので、工夫していくべき課題と感じております。

議長：

他にございますでしょうか。

委員：

対象品目におもちゃのような物はあってもよいと思いますが、無いのでしょうか。



事務局：

ご意見ということでよろしいでしょうか。

委員：

色々な法の絡みもあり難しいのかもしれませんが、ご検討いただければと思います。

議長：

他にございませんでしょうか。それでは事務局として、各委員のご意見に対して確認したいところがございますでしょうか。

それでは次回の審議会において回答をお願いいたします。

それでは最後に、今後の予定について事務局から説明をお願いします。

事務局：

今後の予定について事務局の方からご説明させていただきます。

次回、第2回の審議会は、令和7年1月21日火曜日を予定しております。

改めて開催通知を送付させていただきますので、お忙しいところ大変恐縮でございますが、またご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長：

それではこれをもって本日の議事は終了したいと思います。議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。それでは司会を事務局にお返しします。

事務局：

以上をもちまして、令和6年度第1回廃棄物減量等推進審議会の方を終了させていただきます。

先ほど担当からもありましたが、質問票をお渡ししてございますので、何か意見や修正点等ございましたら、事務局の方にお出しくださいますよう改めまして、お願いいたします。

本日はありがとうございました。

本会議を実証し、下記のとおり署名捺印する。

令和7年2月20日

議長

中村 圭三

会議録署名人

岩井 俊之

同上

岩瀬 明弘